

対米宣戦布告と日・タイ軍事協定問題

佐藤元英*

The Military Convention between Japan and Thailand just before the Pacific War

SATO Motoei

The main objective of this paper is to clarify the reason why the military convention between Japan and Thailand was made, and why the Japanese Government did not declare war against the American Government. From Kota Bharu, Japanese troops were to strike southward down the Malayan west coast to seize Singapore, gateway to the resources of the Netherlands East Indies, from the British Empire in Southeast Asia, the resources of the Netherlands East Indies. Japanese forces headed for Singapore needed to violate Thailand's neutrality at Singora (Songkhla), a strategic port north of Kota Bharu on the Gulf of Siam, in the Kra Isthmus area of southern Thailand. The entire southern operation was premised on the violation of international law with respect to two major powers (the United States and Britain) and a minor but diplomatically active third power, Thailand. Fully aware of these operational imperatives, and uncertain if Thailand would enter the war on Japan's side rather than Britain's, Emperor Hirohito and Foreign Minister Togo removed from the imperial proclamation of war rescript the clause on respect for international law.

キーワード：太平洋戦争, 軍事協定, 東條内閣, ピブーン, 仏領インドシナ

Key Words: the Pacific War, military convention, the Tojo Cabinet, Songkram Phibun, French Indochina

はじめに

終戦直後、昭和天皇とマッカーサー元帥会見は、1945年9月27日の第1回会見から1951年4月15日の最後の会見まで計11回おこなわれているが、57年もの後、2002年10月17日、第1回会見録の全文が外務省より公開された。新聞各紙はその全文を掲載したが、焦点となったのは、昭和天皇がその際に「戦争の責任は私にある」という主旨の発言

* 中央大学政策文化総合研究所研究員, 中央大学文学部教授
Research Fellow, The Institute of Policy and Cultural Studies, Chuo University;
Professor, Faculty of Letters, Chuo University

をしたかどうかであった。しかし、結果的には、その発言は見当たらなかった（通訳として立ち会った奥村勝蔵外務省参事官が会見録をまとめたわけだが、この部分を奥村がわざと削ったという説もある。2002年10月18日付読売新聞）。

実は、第1回会見においても一つ、気になる天皇の発言がある。国務省から政治顧問としてGHQへ派遣されていた外交官のジョージ・アチソンが、1945年10月27日付で国務省に打電した文書のなかに、マッカーサーから聞いたこととして、「天皇は握手が終わると、開戦通告の前に真珠湾を攻撃したのは、まったく自分の意図ではなく、東条のトリックにかけられたからである」と記されている。しかし、開戦通告前の真珠湾攻撃についての天皇の言及も、外務省の公開した会見録にはなかった。ちなみに「戦争の責任は私にある」という発言については、アチソン電報には「日本国民の指導者として、臣民のとったあらゆる行動に責任を持つつもりだ」とある。

秦郁彦氏はアチソン電報について、公文書としての重みがあり最も信憑性あるものと判断している（『昭和天皇はマッカーサーに何と言った？』『中央公論』2004年1月号）。

さて、ここで問題としたいのは開戦通告の「東条首相のトリック」とは、何を意味するのかということである。この疑問に関連する証言を徳川義寛侍従長が書き残している（徳川義寛『侍従長の遺言』）。徳川侍従（当時）は第25軍参謀長鈴木宗作が「南方でやる」ことについて気づいていたが、海軍のほうの真珠湾攻撃については全く知らなかったという。そして、開戦の詔書に、日清戦争の詔勅や日露戦争および日独戦争の詔書にはあった国際法遵守のくだりが削除された理由について、「タイは中立国でしたが、陸軍はその南端、英領マレーのコタバルよりのちょっと北のシンゴラ（現ソククラ）に軍を上陸させる計画を持っていたからです。詔書案が出て、東条さんが陛下に説明した際、陛下はこの点に気づいて何度も念押ししましたが、東条さんは理由としてタイのシンゴラを挙げて、『それ（国際法遵守）を入れると、陛下ひいては日本が嘘をついたことになります』と説明した。そこで陛下は、主義としては認めないが、やむを得ず、お認めになったということですから。私はその場に立ち会ったわけではありません。戦後になって、このことが問題になってから、陛下がお話になったのです」と述べている。

それまでの宣戦の詔書では、決まり事のように述べられていた「国際法の遵守」が、「米英両国に対する宣戦の詔書」から欠落していることと、「東条首相のトリック」は大いに関係があるのである。

I 戦争理由と宣戦の詔書

対米開戦のシナリオが固るにつれ、開戦理由、名目の骨子、いわば武力発動の大義名

分が練られてゆく。これは当然、宣戦の詔書作成の流れと連動する。昭和天皇はすでに1941年10月13日、木戸内府に詔書案の作成を指示した。その際天皇は今までの詔書を振り返り、国際連盟脱退あるいは三国同盟締結の際の詔書に、「世界平和」のためと述べたが、国民はこの点を等閑視し忘れられ、「如何にも英米に対抗するかの如く国民が考へて居るのは誠に面白くないと思ふ。就ては今度宣戦の詔書を出す場合には、是非近衛と木戸も参加して貰って、篤と自分の気持ちを述べて、之を取り入れて貰ひたいと思ふ」（木戸幸一『木戸幸一日記』下巻）という要望が出された。

「宣戦の詔書」の起草は、外務省条約局長松本俊一の下で練られてゆく。それと同時に、11月10日前後から、戦争理由の成文化を急ぐ動きがみられる。陸海軍省部の間においても11月8日頃から「対米英蘭開戦名目骨子案」の研究が進められる。

「戦争理由（大義名分）」（外務省起案、日付欠）によれば、「一、日本の生存ヲ脅威シ名誉ハ毀損セラレタリ」と述べ、アメリカは英・蘭・支の各国と策謀し日本の安全を脅威し、国民生活に必要欠くべからざる重要資源の補給を遮断し、経済圧迫を加重して日本の存立と平和的發展を不可能ならしめた、よって「生存権確保」のために武力に訴える。東亜新秩序達成のための支那事変に不当に容喙し、また蒋介石政権を露骨に援助していることは、日本としては英米より「敵対行為ヲ受ケルニ等シキ状態」であると主張している。また、「二、英米ノ極東政策ハ東亜ノ安定ヲ計リ進ンテ世界平和ヲ招来セントスル帝国ノ国策ト根本的ニ相容レサルモノナリ」と述べ、アジアの人種差別による植民地支配を批判している。さらに「三、帝国カ生存ヲ維持シ防衛ヲ確保セントスル最小限度ノ要求ヲモ拒絶セリ」と述べ、アメリカは自国の原案を固持し日米交渉に一步も譲らず、専ら遅延策を講じて対日圧迫の行動に出たと主張している。そして、「四、同盟ノ信義ニ基キテ蹶起セリ」と、同盟国独伊に対する信義と条約上の義務履行を述べている。

外務省では別途、亜米利加局長山本熊一が中心となって「対米英蘭蔣戦争終末促進要綱（外務省）」を11月12日に作成して、戦争への方向をにらんだ方針策定に取りかかっている。

外務省（東亜局が中心と思われるが）で立案された開戦名目の骨子は、東亜の安定を確保し世界平和の招来を望むことが日本の対外国策の要諦であり、そのための大東亜新秩序の建設こそが日本の不動の国是であるという点にあった。また、「対米英蘭開戦名目骨子（案）昭和16.11.11 連絡会議決提案」にも、従来の外務省の主張が踏襲されており、「帝国包囲ノ態勢ヲ強化スルト共ニ帝国ニ対シ直接経済断交等ノ措置ヲ採リ愈々武備ヲ増強シ實際上ノ戦争行為ヲ敢テシ帝国ノ存立ヲ危殆ニ陥ラシメタルコト」を強調しているが、立案関係者の中には、「日米交渉ノ内容ヲ今少シク発表シ帝国ノ対米主張ヲ明ナラシムル要アリト認ム。（本骨子案ノ書振ハ余リニ支那事変中心主義ニテ之テハ対英米開戦ノ意義徹底セサルノミナラス国民ノ血モ湧カサルヘキヲ恐ル）」との意見もあった。

対米開戦となれば、その緒戦場は南方と予想していた南洋局長水野伊太郎は、「対英米蘭武力発動ノ理由及戦争状態発生ニ関スル宣言(案)」(日付不明)および「南方戦ノ性格、戦争目的ニ関スルー意見」(11月19日付)を作成し、戦争の基本的性格は「必需資源獲得戦」であり、宣言すべき戦争目的およびその順位は、①「帝国生存権ノ擁護—自存自衛権ノ必要上実力ニ依ル敵性国家ノ包圍陣突破」、②「英米蘭ニ依ル援蔣行為ノ抜本的震源的排除」、③「大東亜ノ興隆(又ハ大東亜ノ恒久的平和、安定及興隆)」としている。これらの開戦名目骨子案が、宣戦の詔書に盛り込まれていくことになる。条約局起草の宣戦の「詔書」案は、11月27日の大本営政府連絡会議において披露されたが、内閣書記官長がとりまとめ役となって、さらに研究されることになった。そして「詔書第一案」として閣議に提示されたのは、日米交渉期限をむかえた12月1日のことである。以後修正を繰り返し、「詔書第六案」が12月8日に閣議決定された。

一方、開戦に向けての外交的手続きの研究、つまり宣戦布告方法も外務省内で検討が重ねられている。真珠湾攻撃の決定を知らされていない外務省では、緒戦場を南方と予想していたが、事実南方への軍隊の移送が活発化しており、12月1日以降のワシントンでの野村・ハルの交渉は、南方における日本軍に対するアメリカの警戒を訴える局面になっていた。

II 開戦宣言をすべきや否やの極秘文書

「東条首相のトリック」を解き明かすために重要な二つの極秘文書、「対米武力発動ニ至ル各種経路(就中開戦宣言ヲスベキヤ否ヤノ問題)」および「宣戦ニ関スル事務手続順序ニ付テ」を解説しておきたい。

外務省南洋局で作成された「対米武力発動ニ至ル各種経路(就中開戦宣言ヲスベキヤ否ヤノ問題)」は、日付が欠落しているが11月中旬頃の起案文書と思われる。その内容は、日米交渉の妥結の見込みが無いと概ね確実となった時より、対米武力発動に至るまでの措置について観念上考えられる各種の経路方法、すなわち宣戦布告の順序を想定したものである。南方戦は結局英米蘭を相手とする前面戦となるが、諸般の事情より判断して、最初の武力発動は先ずフィリピンおよびマレーに対しておこなわれるとの見通しに立って、各種の方法の長所・短所を指摘しながら、次のように列記している(予測のごとく、実際にマレー・コタバルの上陸戦闘が武力発動の端緒となった)。

甲案 開戦に必要な一切の準備完了まで、形式上は何とか交渉を継続し、

第一案 駐米大使より米政府に対し、開戦宣言を通告し、その直後20分位後、米に

対し武力発動する。

第二案 米政府に対し最短期限付にて条件付開戦宣言を含む最後通牒を發し、我方要求が拒否された場合、または期限経過後直ちに武力発動する。

第三案 米政府に対し最短期限付申入れを行い、我方要求が拒否された場合、または期限経過後直ちに

イ案 直ちに米政府に開戦宣言を通告し、その直後武力発動する。

ロ案 予め開戦宣言または何等の通牒を發することなく、直ちに武力発動する。

第四案 米政府に対して予め開戦宣言または何等の通牒を發することなく、直ちに武力発動する。

イ案 例えば蘭印に向かう日本側軍艦に対する米側の発砲、フィリピン在留邦人に対する米側の加害行為等を口実として、自衛権の発動として対米武力行為を開始する。

ロ案 特別な口実によらず武力発動し、これと同時に武力発動の大乗的理由および南洋一円に対する交戦区域を内外に宣言し、これを米側に通告する。さらに相手国の抵抗により戦争状態存在するに至ったことを内外に宣言する。

ハ案 対米武力発動と同時に南洋一円に対する交戦区域の宣言のみ行い、適当な時期に武力発動の理由と戦争状態存在するに至ったことを内外に宣言する。

乙案 交渉経緯とともに、その打ち切りを通告および公表し、開戦に必要な一切の準備完了の上

第一案 米政府に対して開戦宣言を通告し、其の直後米に対し武力発動する。

第二案 米政府に対し予め開戦宣言または何等の通牒を發することなく、直ちに武力発動する。

以上が取り得る選択肢であるというが、こうした選択肢は第二次欧州戦争における諸外国の開戦手続きの動向や、「開戦ニ関スル条約」（1907年ハーグ国際条約——日本は1912年加盟）をも考慮に入れ想定されたものである。この文書を作成した南洋局の結論では、これらの方法のうち実際の見地からみて考慮の価値あるのは、甲案の第一案並びに第四案のロ案およびハ案であるが、諸般の實際的事情に照らし、その長所短所を比較して、甲案の第四案のハ案が最も実現性ありとしている。この案の短所としては、我方より挑戦せることを示すとともに、当初において戦争目的が内外に明らかにできないこと、また長所は、たとえ蘭印に対する武力発動が遅れる場合にも、英米蘭に対して同時に戦争目的の発表ができることを挙げている。

東郷外相がこの案にどう反応したか定かではない。しかし東郷自身が当初構想していた

「帝国政府ノ対米通牒覚書」の通告方法は、甲案の第一案、すなわち開戦に必要な一切の準備完了まで形式上は何とか交渉を継続し、駐米大使より米国政府に対し開戦宣言を通告し、その直後20分位後、米国に対し武力発動することであった。南洋局はこの方法の長所を、戦争目的を明らかにし事前通告することで「開戦ニ関スル条約」の規定にも合致し、通告と開戦の時間的な間隔も短く作戦的支障が比較的少ないという。しかし電撃的作戦遂行の見地からすれば欠点があり、本件のような訓電を予め駐米大使に発することは、暗号その他の関係上機密保持に万全を期し難いという短所を指摘した。実際の「覚書」通告については後述するが、外務省内では密かにこうした宣戦布告方法の、あらゆる想定を検討していたのである。

Ⅲ 国是としての「対南方国策遂行」

対米・英戦は日本の南進戦略から南方で開始されるであろうとの予測されていた。1941年1月、松岡前外相は議会において、蘭印・仏印・泰（タイ）を大東亜共栄圏に含有すると演説し、野村大使の赴任に際しては、三国同盟および大東亜共栄圏樹立の既定方針を基調として、日米両国間の国交調整をおこなうよう命じている。そして、1月30日の大本営政府連絡会議において「対仏印、泰施策要綱」を決定し、2月1日天皇の允裁を得た。大東亜共栄圏建設の途上において、日本の自存自衛のため仏印・泰に対して軍事・政治・経済にわたり緊密不離の結合を設定し、指導的地位を確立することが目的に掲げられ、その達成のためには武力行使も辞さないとするものであった。こうした基本方針に基づいて、大本営陸海軍部は南方への戦争準備を進め、6月6日、「対南方施策要綱」を策定し、25日の大本営政府連絡会議決定をみて上奏の後天皇の裁可を得た。そこでは、「日仏印軍事的結合関係ヲ設定」するため南部仏印に日本軍の駐屯を実施することと、タイ国へも軍事的結合関係を設定する施策促進の必要が述べられていた。

6月22日の独ソ戦によって、「南方進出ノ歩ヲ進メ又情勢ノ推移ニ応シ北方問題ヲ解決ス」との「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」を御前会議決定としたが、基本方針はあくまで南方に対する施策の遂行を目指していた。そうして、対米英蘭戦争準備の完整を10月下旬に設定した「帝国国策遂行要領」が御前会議決定（9月6日）となったのである。これを近衛首相は内閣総辞職をもって阻止したが、東条内閣において、参謀本部から再度提案された、対米英蘭戦争発起を12月初頭とし「戦政諸般ノ準備ヲ完整ス」という「対南方国策遂行ニ関スル件」が、「帝国国策遂行要領」として御前会議決定（11月5日）された。

天皇へなされた首相・両総長の上奏説明では、マレーの奇襲作戦上からタイ国への進駐

が必要であり、その軍事的緊密関係を作るべく「ピブーン工作」を行っていることを明らかにしている。タイ国への進駐は対米英奇襲攻撃を想定して、「之ヲ過早ニ知ラシメルコトハ不可」としながら、ワシントンで「乙案」（日本側最大譲歩案——南部仏印の日本軍を北部仏印に移駐する）を提出した後に、11月23日、「対泰措置要領」を大本営政府連絡会議において決定した。日本軍の通過容認、諸般の便宜供与および軍事衝突回避措置の即時実行を要求する外交交渉開始を、対米開戦日の前日午後6時と予定、坪上貞二駐タイ大使に指示する時刻を開戦前日の午後6時以後当日の午前零時以前とすることが決定された。機密を保持するため南方軍総司令部はタイ駐在陸軍武官田村浩大佐に、ピブーンとの交渉開始を12月7日の午後10時、つまり日本の第25軍がタイ領であるマレー半島北部に上陸作戦を開始する2時間前と命じていた。タイが拒否すれば、武力進出ということである。そこには、すでに決定的な対英米戦争となる覚悟があったといわなければならない。

東郷外相が野村前外相の日米交渉を受け継いだ時期には、統帥部はすでに日本軍を南部仏印に進駐させており、その後も兵力を増強させていた。東郷外相の関知しないところで、10月以降、田村駐在武官はピブーン総理と日泰軍事提携の秘密交渉を開始していた。東条内閣ではアメリカに対して「甲案」および「乙案」による交渉を継続しつつも、「対南方国策遂行」を着実に実施していった。そして、「乙案」提出の頃には、タイ国を大東亜共栄圏に組み込むための作戦実施を目前に控えていたのである。

ローズヴェルト大統領は、日本軍のこれ以上の南進を防ぐべく、9月25日、日本側にタイ・蘭印の中立を要求していた。従って、アメリカの「暫定協定案」が日本に提示されたとしても、そこにタイ国への進駐が否定されている以上、日本側の受け容れるところとはならず、また、東郷の「乙案」をアメリカが受け容れたとしても、タイ国への日本軍の進出を東条内閣は中止することはなかったであろう。結局日本が、南方の資源獲得を自存自衛のためとした、武力行使を伴う「対南方国策遂行」を国是とする限り、日米国交調整の妥結は不可能であったと考えざるを得ない。

IV 計画された御前会議と開戦後の宣戦布告

宣戦に関する事務手続き順序についても、外務省条約局が日露戦争、日独戦争の際の宣戦布告、第二次欧州戦争における諸国間の開戦通告など、戦争開始の国家意思の決定に関する先例を参考にして、「宣戦ニ関スル件」（11月20日付）という素案を作成していたが、11月26日、アメリカ側の対日最後通牒ともいえるハル・ノートが日本へ伝えられると、その翌27日、大本営政府連絡会議において、先の条約局案をもとに「宣戦ニ関スル事務手續順序ニ付テ」が決定された。まさに開戦の日程と事務手続きが定められたのであ

る。その日程とは、来る12月1日の午前中に大本営政府連絡会議および閣議を開き「戦争開始ノ国家意思ヲ決定スベキ御前会議ヲ決定」し、同日午後の御前会議において「戦争開始ノ国家意思ヲ決定ス」。そして、「Y (X + 1) 日宣戦布告ノ件閣議決定ヲ経、枢密院ニ諮詢ヲ奏請ス」。さらに、その後に天皇の裁可を得て、宣戦布告は宣戦の詔書公布によっておこなう。また「宣戦布告ニ関スル政府声明」、交戦状態に入った時期を明示する「内閣告示」も適宜発表することなどであった。これらの12月1日および開戦直後の予定は、順次実行された。「参謀本部機密戦争日誌」の11月27日の記事には、次のようにある。

一、連絡会議開催 対米交渉不成立

大勢ヲ制シ今後開戦ニ至ル迄ノ諸般ノ手順ニ就キ審議決定ス

1、十二月一日御前会議ニ於テ国家ノ最高意志決定事前ニ連絡会議及閣議ヲ開ク

2、十一月二十九日重臣ヲ宮中ニ招キ総理之ト懇談ス

右ニ関シ御上ハ重臣ヲ御前会議ニ出席セシメテハ如何ノ御意図アリシガ如キモ総理
国務ハ責任アル者ニ於テ決スルヲ可トスル旨奏上ス

3、開戦ノ翌日宣戦ヲ布告ス

宣戦ノ布告ハ宣戦ノ詔書ニ依リ公布ス

右ヲ枢密院ニ御諮詢アラセラル日時ハ機密保持上布告ノ日トスルコトトス

二、果然米武官ヨリ来電

米文書ヲ以テ回答ス全ク絶望ナリト

曰ク

1、四原則ノ無条件承認

2、支那及佛印ヨリノ全面撤兵

3、国民政府ノ否認

4、三国同盟ノ空文化

米ノ回答全ク高圧的ナリ而モ意図極メテ明確、九国条約ノ再確認是ナリ

対極東政策ニ何等変更ヲ加フルノ誠意全クナシ

交渉ハ勿論決裂ナリ

之ニテ帝国ノ開戦決意ハ踏切り容易トナレリ芽出度、之レ天佑トモ云フベシ

之ニ依リ国民ノ腹モ堅マルベシ国論モ一致シ易カルベシ

V 東郷外相の外交犠牲容認

11月28日の閣議において、東郷外相は「対米交渉ノ経過及将来」を報告したが、ハル
国務長官の回答について、「従来我方ノ主張トハ雲泥ノ相違アリ且四月以降半才余ニ亘ル

彼我ノ交渉経緯ヲ全然無視セル傍若無人ノ提案ヲ為シ来レリ」と非難し、もはや日米交渉の妥協は絶対不可能と判断した。これを受けて東条首相は、「外相説明ノ如ク愈々望ナキ状態トナレリ、此ノ上ハ御前会議決定ニ基キ武力解決トナル次第ナルモ尚慎重ヲ期スル為十二月一日御前会議トナルヘシ閣僚ハ其ノ前在京ノコト」と言い渡した。そして、東郷外相から野村大使を通じてアメリカ国務省に手交されることになる対米最後通牒の「覚書」は、12月3日に「帝国政府ノ対米通牒覚書（案）」として起案され、「条件付開戦宣言ヲ含ム最後通牒」の意を含む文書内容となっていた。しかし、同文書の5日付案では宣戦布告と解釈される部分が意図的に削除され、交渉の条件付打切りに変更された。そして、大本営政府連絡会議で決定された最終の6日付案では、「合衆国政府ガ現在ノ態度ヲ維持スル限り」との5日付案の条件を取り除き、交渉打切りの意思表示のみを鮮明にした文面に修正された。

東郷外相の宣戦布告を明記しない対米最後通牒の「覚書」は、ワシントン大使館の野村大使からハル国務長官へ、真珠湾攻撃20分前、日本時間12月8日午前3時に手交される手はずであったが、開戦の1時間後（午前4時20分）になってしまった。

今日まで、通説的歴史叙述はこの遅延問題にのみに執着してきたがため、東条首相の真の狙いの開戦手続きを不問にしてきたのではなかろうか。

宣戦布告の対米通告問題の背後には陸軍の相当な圧力があつた。大本営政府連絡会議の議論において、11月29日、永野修身軍令部総長、嶋田繁太郎海相、岡敬純軍務局長ら海軍側は、「戦ニ勝ツ為ニ外交ヲ犠牲ニヤレ」と強く東郷外相に迫り、杉山陸相は「外交官モ犠牲ニナツテモラハナケレハ困ル最後ノ時迄米側ニ反省ヲ促シ又質問シ我カ企図ヲ秘匿スル様ニ外交スルコトヲ希望スル」と述べている。12月4日の大本営政府連絡会議においては、「帝国政府ノ対米通牒覚書」の文案を審議、東郷外相は米本国に送る外交最後の文書として、「米ノ態度、之ニ対スル日本ノ対応並宣戦ノ内容ヲ敷衍シテ述べ見切ヲツケテ外交ヲ打切ル」趣旨を以ってしたいと執拗にくいさがるが（参謀本部編『杉山メモ』）、宣戦布告の意思を明瞭に示すことにはならなかった。

東郷外相は陸軍の要求を容認する方向に傾き、その結果の妥協として上記の「覚書」通告となる。参謀本部作戦課ではこの対米通告について、「野村来栖『ハル』会谈行ハル偽装外交着々成功シツツアリ」と記録している（12月6日）。そして、陸軍は対英無通告開戦を企図していた。

VI 昭和天皇に言わしめた「東条首相のトリック」

東条英機首相のトリックとは、天皇の宣戦事前通告の厳命、東郷外相および山本五十六連合艦隊司令長官らのハーグ国際条約を意識した事前通告の希望を受け入れたような対応をみせながらも、奇襲による緒戦の完璧な遂行が全戦争の勝利を占うと考え、開戦後の宣戦布告を構想したことにある。諸橋襄書記官の証言（堀井枢密院書記官長の属官）速記録によればそれが明白である。

「東条総理大臣、星野書記官長、それから法制局長官の森山さんの三人がいろいろな話をしていまして、八日の午前零時に各方面に出動するというんです。それで、成功したらいいよ宣戦布告をしようと思うんだ、と総理は言うわけです。……森山さんが、各方面での戦闘行為は統帥権のサイド、そして宣戦布告は国務権のサイドの問題だから、宣戦布告が戦闘行為の後になっても憲法上の問題はない、と述べた。」（斉藤充功「真珠湾の謎戦友会からの新証言」『文藝春秋』2004年1月号）

南方の対英戦争はマレー・コタバルにおいて、ワシントンでの「覚書」手交予定時間より1時間も前に開始されていた（日本時間8日午前2時15分）。無通告対英開戦である。そして、坪上貞二駐タイ大使へは野村吉三郎駐米大使よりも、はるかに早い時期に開戦予告を告げていた。

「一二月六日対米最後通牒交付ノ時期ニ就テ、七日前四時（日本時間）発信シ八日午前三時（日本時間）大統領ニ手交スルコトヲス。坪上大使ニX日ヲ指示スル時期ニ就テ、七日午前六時以降発信差支ナキ旨両統帥部ヨリ外務大臣ニ連絡セリ」（参謀本部編『杉山メモ』）

真珠湾攻撃とコタバルの戦闘との関連こそが、東条首相のトリックなのであり、東郷外相が野村大使を通じておこなった対米通告を、陸軍は偽装工作とみなしている。前述の南洋局が想定した「対米武力発動ニ至ル各種経路」において、最も「実現性」ありとした方法は、甲案第四案のハ案、すなわち日米交渉を継続させながら、開戦準備が完整した時点で、対米無通告開戦に踏み切り、武力発動と同時にまたは直後に南洋一円の交戦区域、戦闘区域または作戦行動区域を設定する宣言のみを行い、その後適当な時期に武力発動の理由および相手の抵抗により戦争状態存在するに至ったことを内外に宣言し、これを在京米国大使を通じてアメリカ側に通告するというものであった。これが陸軍のとったコタバルの開戦であり、東条首相の対米宣戦布告の手続きは、対英開戦をにらんでおこなわれていたのである。

東条首相の宣戦布告のトリックは、日米交渉決裂の文脈の中で執られた最後通牒「覚書」

手交手続きを表向きに利用し、西太平洋における戦争・真珠湾攻撃を開始した。そして、他方で、陸軍の完璧な奇襲作戦を期すためイギリスに対しては無通告のまま、南方における戦争・コタバル上陸作戦を真珠湾攻撃よりも1時間前に開始させた。

おわりに

南方作戦が初めて狙上に上ったのは、1940年7月27日、大本営政府連絡会議決定の「世界情勢ノ推移ニ伴フ時局処理要綱」においてであった。参謀本部の戦争指導班は、マレー、ビルマ作戦のため中立国タイを通過せねばならず、またその後の作戦基地としても同国の協力が必要と判断していた。しかし、日本側としてもあまり早くからタイとの間に軍事同盟などを迫れば、英・米・オランダに警戒されるため難しい対応が求められた。そこで、日本政府は、対タイ交渉を武力発動の直前に行うことにし、大本営政府連絡会議において、11月13日「対泰施策大綱」、同23日「対泰措置要領」を決定、「進駐直前ニ於ケル外交交渉開始日時」を「X-1日午後6時以降X日午前零時以前」としていた。なお、11月10日には南方軍総司令官寺内大将以下各軍司令官および南海支隊長等の間で、中央の企図を実施するための合同予備会議がおこなわれている。

南方作戦は、真珠湾攻撃と連動してマレー半島とフィリピンへの同時攻撃で火蓋を切らずだった。フィリピンでは海軍が先制空襲を行い、同時にマレーでは陸軍が直接、英領マレーのコタバルやタイ領シンゴラなどに上陸、一気に英国軍航空基地などを奪取してシンガポール目指して南下することになっていたが、陸軍航空機の航続距離が短いため、急襲上陸の方法を取らざるを得なかった。そのため、マレー半島上陸作戦が先行することになった。

開戦の第一報は、馬來部隊のシンゴラ方面上陸開始作戦であり、しかも真珠湾攻撃の2時間前の日本時間12月8日午前1時30分となっている。また、托美支隊のコタバル第1次上陸部隊が敵岸に達したのは、午前2時15分のことである。つまり、東条首相は対英無通告開戦を実行しながらも、対米最後通牒「覚書」の通告を、宣戦の事前通告をおこなうカモフラージュとして利用したことになる。そして、何よりもこの戦争目的を、生存権を主張する南方資源獲得戦争と位置づけ、開戦の後、東条首相は「宣戦ニ関スル事務手続き順序」に従って、12月8日の日程を実行した。午前7時閣議が開催され「米国及英国ニ対スル宣戦ノ布告」、開戦の「詔書」が可決、閣議後午前7時25分東条首相は対米英開戦の件を内奏、その前後に軍令部総長（7時15分より）および参謀総長（7時30分より）が拝謁し開戦について上奏した。その後、内閣より上奏の「米国及英国ニ対スル宣戦ノ布告」は枢密院に諮詢された。

枢密院の諮詢は、ただちに上奏され、裁可の印刻がなされた後、内閣に下げ渡された。11時40分「米国及英国ニ対スル宣戦ヲ布告ス」との詔書が渙発され、それと同時にラジオによって対米英蘭戦争発起を發表し、引き続いて東条内閣総理大臣の演説、午後零時20分「政府声明」、さらに「日米交渉の経緯」に関する外務省発表が放送された。

そして、12月10日の大本営政府連絡会議において、「今次戦争ハ支那事変ヲ含メ、大東亜戦争ト呼称ス。12月8日午前1時30分ヨリ戦時トス」と決定された。午前1時30分はシンゴラ作戦開始時刻である。

参考文献

- 外務省記録「支那事変 仏領印度支那進駐問題（一九四〇年九月四日日仏印軍事協定）」
 外務省記録「泰国仏領印度支那間国境紛争一件」
 外務省記録「泰国ノ失地回復斡旋ニ関連スル対泰並ニ対仏印施策ノ件」
 外務省記録「帝国南方政策関係一件（含第一次有田声明）」
 外務省記録「日蘭通商条約関係一件 昭和十年以降十五年マデノ日蘭間交渉関係」
 外務省記録「支那事変 各国ノ態度 日米関係打開工作」
 外務省記録「外務大臣ソノ他ノ上奏集」
 外務省記録「日米外交関係雑纂 太平洋ノ平和並東亜問題ニ関スル日米交渉関係」
 外務省記録「大東亜戦争関係一件 開戦関係重要事項集」
 外務省条約局『昭和十六年度執務報告』
 外務省亜細亞局第一課『日米交渉経緯ノ部』
 外務省編『日本外交文書一日米交渉一』上、下巻
 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻
 防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書大本営陸大東亜戦争開戦経緯(5)』（『大東亜戦争戦史叢書』第七六卷）
 国立公文書館『枢密院会議議事録』第九三巻
 参謀本部編『杉山メモ一本営・政府連絡会議等筆記一』上巻
 大本営陸軍部戦争指導班『機密戦争日誌』上巻
 伊藤隆・広橋眞光・片島紀男編『東条内閣総理大臣機密記録』
 中尾裕次編『昭和天皇発言記録集成』下巻
 徳川義寛『侍従長の遺言—昭和天皇との五十年—』
 木戸幸一『木戸幸一日記』下巻
 東郷茂徳『時代の一面』
 野村吉三郎『米国に於て一日米交渉の回顧一』
 来栖三郎『泡沫の三十五年—日米交渉—』
 加瀬俊一『日米交渉』
 原四郎『大戦略なき開戦—旧大本営陸軍部一幕僚の回想—』
 秦郁彦「仏印進駐と軍の南進政策（一九四〇年～一九四一年）」（日本国際政治学会 太平洋戦争原因
 研究部編『太平洋戦争への道』第六巻）
 塩崎弘明『日英米戦争の岐路—太平洋の宥和をめぐる政戦略』
 福田茂夫『アメリカの対日参戦』
 須藤眞志『日米開戦外交の研究』

レイノルズ, E・ブルース「帝国陸軍と日泰同盟」（『防衛研究所戦史部年報』第2号）

同「狡猾なる小国外交—タイと日本の南進」（『軍事史学』1990年）

岡久仁子「日本政府によるタイ・仏印国境紛争調停」（『聖心女子大学大学院論集』2004年）

